

個人所得に係る主な税制改正の概要

平成26年度(25年分)以降の適用分

(1) 個人住民税均等割税率の改正 [平成26年度課税から]

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から令和5年度までの10年間、市・県民税の均等割額に復興特別税として、それぞれ500円が加算されます。

均等割	現行 (平成25年度まで)	改正後 (平成26年度～35年度)
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

※県民税均等割額には、「森林環境税(500円)」が含まれます。

(2) 給与所得控除の見直し

給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の定額とされました。

給与収入額	給与所得金額	給与所得金額
	現行(平成25年度まで)	改正後(平成26年度から)
1,000万円超 1,500万円以下	給与収入額×95%－170万円	給与収入額×95%－170万円
1,500万円超		給与収入額－245万円

(3) 給与所得者の特定支出控除の見直し

① 特定支出の範囲の拡大

- 職務に直接必要な資格を取得するための支出(弁護士、公認会計士、税理士など)
- 次に掲げる支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者より証明がされたもの(上限65万円)
 - 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものを購入するための費用(図書費)
 - 制服、事務服、作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための費用(衣服費)
 - 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出(交際費等)

② 適用基準の緩和

給与所得者がその年の特定支出の額の合計額が、下の表の区分に応じそれぞれ「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額」を超えると、給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます。

給与収入金額	特定支出控除額の適用判定の基準となる金額
1,500万円以下	その年中の給与所得控除額×1/2
1,500万円超	125万円

③計算方法

【現行】

給与収入金額－給与所得控除額－（特定支出額の合計額－125万）＝給与所得金額

【改正後】

(1) 給与収入金額が1,500万円以下の場合

給与収入金額－給与所得控除額－（特定支出額の合計額－給与所得控除額×1/2）
＝給与所得金額

(2) 給与収入金額が1,500万円超の場合

給与収入金額－給与所得控除額245万円－（特定支出額の合計額－125万）
＝給与所得金額

(4) 年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告の簡素化

公的年金等に係る所得以外に所得がない方が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、これまで市・県民税申告書の提出が必要でしたが、年金保険者に提出する扶養親族等申告書に「寡婦（寡夫）」の記載をし提出されることで、市・県民税申告書の提出が不要になりました。

ただし、年金保険者に提出する扶養親族等申告書に「寡婦（寡夫）」の記載をされなかった場合等は、「寡婦（寡夫）」控除の適用がされませんので、確定申告または市・県民税の申告が必要となります。

(5) ふるさと寄附金税額控除の見直し

国税で復興特別所得税（2.1%）が課税されたことに伴い、ふるさと寄附金に係る市・県民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算出方法が変わります。

【個人住民税におけるふるさと寄附金税額控除額の算定式】

個人住民税におけるふるさと寄附金税額控除額＝ 基本控除額(1)＋特例控除額(2)

(1)基本控除額＝(寄附金額－2,000円)×10%

※寄附金額は、総所得金額等の30%が限度となります。

(2)特例控除額(市・県民税所得割額のそれぞれ10%が限度額)

【改正前】＝(寄附金額－2,000円)×(90%－(0～40%の所得税の税率))

【改正後】＝(寄附金額－2,000円)×(90%－(0～40%の所得税の税率)×1.021)

※(0から40%)とは、寄附した方に適用される所得税の税率であり、寄附した方によって異なります。

※ふるさと寄附金とは…

- ・地方公共団体(都道府県、市区町村)に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- ・東日本大震災の被災地への寄附金、義援金は「ふるさと寄附金」として取扱われます。